

敦賀市規則第 17 号

敦賀駅西広場公園の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、敦賀駅西広場公園の設置及び管理に関する条例（令和 4 年敦賀市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による使用の許可を受けようとする者は、敦賀駅西広場公園使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日前 6 月から 7 日までの間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項の申請について、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

4 前項の規定により行われた申請は、第 1 項の申請書が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。

5 第 3 項の規定により行われた申請は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

6 市長は、第 1 項の申請書を受理したときは、使用の可否を決定し、敦賀駅西広場公園使用許可書（様式第 2 号）又は敦賀駅西広場公園使用不許可通知書（様式第 3 号）を申請者に交付するものとする。

7 条例第 4 条第 1 項の規定により敦賀駅西広場公園（以下「駅西広場公園」という。）の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、駅西広場公園を使用しようとするときは、前項の使用許可書を携帯し、

職員に提示を求められたときは提示しなければならない。

(使用の取消し及び変更)

第3条 使用者は、使用内容の取消し又は変更をしようとするときは、速やかに敦賀駅西広場公園使用取消(変更)申請書(様式第4号)に前条第6項の使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

3 前項の規定により行われた申請は、第1項の申請書が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。

4 第2項の規定により行われた申請は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

5 市長は、第1項の申請書を受理したときは、可否を決定し、敦賀駅西広場公園使用取消(変更)許可書(様式第5号)を使用者に交付して通知するものとする。

(使用期間等の制限)

第4条 駅西広場公園は、同一の者が引き続き4日を超えて使用することができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 駅西広場公園の使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(使用許可の取消し等の通知)

第5条 市長は、条例第8条第1項の規定により駅西広場公園の使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用の条件を変更したときは、敦賀駅西広場公園使用許可取消決定書(様式第6号)、敦賀駅西広場公園使用中止命令書(様式第7号)又は敦賀駅西広場公園使用条件変更決定書(様式第8号)を使用者に交付して通知するものとする。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、第2条第6項の使用許可書の交付を受けたときは、直ちに使用料を納付しなければならない。

2 条例第9条ただし書の規定により、使用料の後納の許可を受けようと

する者は、敦賀駅西広場公園使用料後納許可申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請について、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。
- 4 前項の規定により行われた申請は、第2項の申請書が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。
- 5 第3項の規定により行われた申請は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。
- 6 市長は、第2項の申請書を受理したときは、その可否を決定し、敦賀駅西広場公園使用料後納決定通知書（様式第10号）を使用者に交付して通知するものとする。

（使用料の免除）

第7条 条例第10条の規定により、使用料の免除を受けようとする者は、敦賀駅西広場公園使用料免除申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請について、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。
- 3 前項の規定により行われた申請は、第1項の申請書が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。
- 4 第2項の規定により行われた申請は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。
- 5 市長は、第1項の申請書を受理したときは、可否を決定し、敦賀駅西広場公園使用料免除決定通知書（様式第12号）を使用者に交付して通知するものとする。

（使用料の還付）

第8条 条例第11条の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、敦賀駅西広場公園使用料還付申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請について、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

3 前項の規定により行われた申請は、第1項の申請書が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。

4 第2項の規定により行われた申請は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

(遵守事項)

第9条 駅西広場公園を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用許可を受けた施設又は設備以外は使用しないこと。

(2) 条例第14条第1項各号に定める禁止行為をしないこと。

(3) 火災、盗難等の事故の発生を防止する措置を採ること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、使用許可の際に付された条件及び職員の手示に従うこと。

(特別な設備等)

第10条 使用者は、条例第12条第1項の規定により特別な設備器具を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、敦賀駅西広場公園原状変更許可申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

3 前項の規定により行われた申請は、第1項の申請書が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。

4 第2項の規定により行われた申請は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

5 市長は、第1項の申請書を受領し、特別な設備器具を設置し、施設の原状の変更を認めたときは、敦賀駅西広場公園原状変更許可書(様式第15号)を使用者に交付して通知するものとする。

(施設等の損傷又は滅失の届出)

第11条 施設等を損傷し、又は滅失させた者は、直ちに敦賀駅西広場公園施設等損傷(滅失)届出書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について、電子情報処理組織を使用して行わせる

ことができる。

3 前項の規定により行われた申請は、第1項の申請書が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。

4 第2項の規定により行われた申請は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。